会員の皆様へ

株式会社イナホスポーツ

## 消費税法改正に伴う月会費および諸費用等の改定について

## 拝啓

残暑の候、会員の皆様にはますますご清栄のことと御喜び申し上げます。平素は当スクールの運営に関しまして、ご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、本年 10 月 1 日に消費税率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、消費税率引き上げ相当分を適正に転嫁させていただくため、月会費および諸費用等を、改定させていただきたく、お願い申し上げます。

弊社スタッフ一同、今後も皆様にご満足いただけるスクールづくりに誠心誠意努力して 参りますので、ご賢察の上、何卒ご了承を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

- 改定時期 2019年10月1日
  ※月会費は10月分(9月17日口座振替分)より
- その他サービス提供等の税率
  (登録料・利用料・イベント等についても 2019 年 10 月 1 日以降 10%の消費税を お預かりすることになります)
- 3. 衣料・食品・用品等の適用税率 (軽減税率の導入に伴い、購入される品目等により、適用される税率が変わります。 自動販売機商品等はメーカー対応となります)

以上